

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 相互救済事業の経営状況の通知の受理  
保険医療機関等の指定  
国土調査の実施  
昭和四十九年五月鳥取県告示第四百六十六号の廃止  
解除予定の保安林
- 第三次鳥獣保護事業計画の一部の変更
- 土地改良区の設立の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の策定
- 土地改良事業の認可(六件)
- ◇ 公 告 昭和四十九年屋外広告物講習会の開催
- ◇ 正 誤 昭和四十九年五月鳥取県告示第四百八十一号中訂正

## 規 則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四十五号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 殉職者顕彰金

功 勞 の 程 度 による 支給 額	支 給 額
一 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
二 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	七、五〇〇、〇〇〇円
三 特に顕著な功勞があると認められる者	六、〇〇〇、〇〇〇円以下 四、〇〇〇、〇〇〇円以上
四 多大な功勞があると認められる者	二、五〇〇、〇〇〇円

別表第二の表を次のように改める。

功勞の程度及び障害の等級	功勞の程度による支給額		
	(一) 拔群の功勞があり、他の模範となる者	(二) 特に顕著な功勞があると認められる者	(三) 多大な功勞があると認められる者
一級	七、五〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円
二級	六、七五〇、〇〇〇円	四、五〇〇、〇〇〇円	二、二五〇、〇〇〇円
三級	六、〇〇〇、〇〇〇円	四、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
四級	五、四〇〇、〇〇〇円	三、六〇〇、〇〇〇円	一、八〇〇、〇〇〇円
五級	四、七二五、〇〇〇円	三、一五〇、〇〇〇円	一、五七五、〇〇〇円
六級	四、一二五、〇〇〇円	二、七五〇、〇〇〇円	一、三七五、〇〇〇円
七級	三、五二五、〇〇〇円	二、三五〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
八級	三、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

功勞の程度による増額

特に拔群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が一級に該当するものについては、一級の最高額に一、〇〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第五百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和四十七年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 三

昭和47年度財団法人都道府県会館

災害共済事業経営状況

1 事業成績

(1) 火災共済

加入都道府県数	46都道府県
共済責任額	468,464,388,626円
共済基金分担金	477,055,680円
被災件数	49件
被災棟数	101棟
被災面積	20,210.40㎡
災害共済金	102,173,594円

損害率 21.42%

(2) 自動車損害共済

加入都道府県数 8府県

共済責任額 6,348,399,000円

共済基金分担金 7,239,225円

事故件数 6件

事故台数 6台

災害共済金 213,512円

損害率 2.95%

2 収支計算

(1) 収入

共済基金分担金 487,038,051円

火災共済 479,610,863円

自動車損害共済 7,427,188円

雑収入金 48,450,000円

雑収入 42,144,385円

責任準備金戻入 23,777,370円

計 601,409,806円

(2) 支出

災害共済金 102,387,106円

火災共済、 102,173,594円

自動車損害共済 213,512円

返戻金 2,743,136円

火災共済 2,555,173円

自動車損害共済 187,963円

災害見舞金 665,600円

各種防災施設助成金 82,940,714円

全国管財主管課長協議会助成金 1,000,000円

経費 51,165,085円

支払利息 2,191,144円

減価償却費 43,945,682円

建物 14,884,764円

設備 26,965,248円

附属建物 175,387円

構築物 99,087円

器具備品 1,765,961円

器具備品 55,235円

固定資産除却損 264,513円

責任準備金繰入(未経過分担金) 24,914,033円

計 312,217,013円

差引剰余金準備積立金繰入 289,192,793円

3 準備積立金

前年度繰越高 2,616,562,673円

本年度繰越高 289,192,793円

計(本年度末現在高) 2,905,755,466円

ほか 責任準備金 24,914,033円

合計 2,930,669,499円

昭和47年度社団法人全国公営住宅共済会経理状況  
貸借対照表

借方(資産の部)	
流動資産	468,057,285 円
現金	11,629
振替貯金	1,878
銀行預金	467,290,488
電話公債	753,290
固定資産	171,078,492
土地	49,139,200
建物	116,998,800
什器備品	4,940,492
計	639,135,777
貸方(負債の部)	
預り敷金	11,460,000 円
準備積立金	362,992,242
退職給与積立金	30,507,200
減価償却積立金	36,061,000
電話公債買入金	753,290
土地購入金	49,139,200
公会館建設金	116,998,800
什器備品買入金	4,940,492
歳計剰余金	26,343,553
計	639,135,777

鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 松 内 科	鳥取市今町一丁目二二三	昭和四十九年六月六日
周防内科医院	米子市上後藤三三四	十二日
永井整形外科医院	〃 〃 一二四の三	〃 一日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三の一	〃
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	〃
前川歯科医院	鳥取市湖山町一、三七六の六	〃
東 薬 局	米子市彦名町四、二三三	〃
細 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺三三三の二	〃

鳥取県告示第五百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第五条第一項の規定に基づき、国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 国土調査として指定された年月日

昭和四十九年五月二十二日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一地形図「青谷」及び「倉吉」に係る地域

域

四 調査期間

昭和四十九年六月十九日から昭和五十年三月三十一日まで

五 調査成果

次の地図（縮尺五万分の一）及び簿冊

地形分類図

表層地質図

土壤図

傾斜区分図

水系谷密度図

開発規制図

土地利用現況図

鳥取県告示第五百三十七号

昭和四十九年五月鳥取県告示第四百六十号（鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定について）は、昭和四十九年六月十八日限り廃止する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字港ノ巻一七二八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

保育所敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十九号

第三次鳥獣保護事業計画の一部を変更したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第四項の規定により、その

図書を次の場所において公表する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公表の場所

鳥取県農林部造林課

鳥取県鳥取地方農林振興局

鳥取県八頭地方農林振興局

鳥取県倉吉地方農林振興局

鳥取県米子地方農林振興局

鳥取県日野地方農林振興局

鳥取県告示第五百四十号

西伯郡大山町豊房二〇四六番地六九 三好武男ほか十四人の者から設立認可申請のあつた香取土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十一日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市尚徳三ヶ堰土地改良区の定款の変更を昭和四十九年六月十

三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月二十六日付けで西伯郡大山町豊房二〇四六番地六九 三好武男ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（香取地区は場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良（香取地区は場整備）事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十九年六月十九日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所  
中山町役場、名和町役場及び大山町役場
- 四 異議の申し立て  
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百四十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(上野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(西今在家地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十五号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(砂田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十六号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(院内地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十七号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(洗井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十八号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(奥崎地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年六月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

# 公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、昭和49年屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

昭和49年6月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
昭和49年7月13日(土) 午前8時30分から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法に関する事項	米子市加茂町二丁目81 鳥取県共済福祉会館
昭和49年7月14日(日) 午前8時30分から	広告物の施工に関する事項	鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館
昭和49年7月20日(土) 午前8時30分から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法に関する事項	
昭和49年7月21日(日) 午前8時30分から	広告物の施工に関する事項	

## 2 受講手続

### (1) 受講申込書の受付期間

受講申込書は、米子市で受講しようとする者にあつては昭和49年7

月1日から同年同月8日まで、鳥取市で受講しようとする者にあつては昭和49年7月1日から同年同月15日まで受け付けるものとする。

### (2) 受講申込書

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木出張所に備え置いてある所定の用紙を用いること。

### (3) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料 2,000円

イ 納付方法 アの金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の収入証紙欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### (4) 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年10月鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

### (5) 受講申込書の提出先

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木出張所に提出すること。

## 3 その他

その他詳細については、下記に問い合わせること。

鳥取県土木部都市計画課	鳥取市東町一丁目220	鳥取22-7111	内397
鳥取県鳥取土木出張所	鳥取市扇町176	鳥取22-6191	
鳥取県郡家土木出張所	八頭郡郡家町大字郡家40	郡家2-0261	
鳥取県倉吉土木出張所	倉吉市蔵城279	倉吉2-8141	
鳥取県米子土木出張所	米子市糺町一丁目160	米子22-7750	



鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨140 根雨2-0059

正 誤

昭和四十九年五月鳥取県告示第四八一号(解除予定の保安林について)  
中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
二 上 十一 日南町阿毘縁 日南町下阿毘縁